

参考資料

伊賀市社会福祉協議会による これまでの取組

地域福祉部 田邊 寿

保証に関する取組のきっかけ 1

日常生活自立支援事業（現 いが日常生活自立支援センター）や成年後見制度（伊賀地域福祉後見サポートセンター）に取り組む中で、住宅や施設、病院への入居・入院、就職等における「保証」や「身元保証」が生活支援上の課題となることがあった。

他にも相談が持ち込まれることもあった。

保証に関する取組のきっかけ 2

この経験に基づき、地域の課題として、これら「保証」に関する課題を位置づけ、研究事業を行った。

平成20年度 厚生労働省社会福祉推進事業
地域福祉の推進における「保証機能」のあり方に関する研究事業

平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「地域福祉あんしん保証システム」構築事業

そもそも保証人はなぜ必要か

- 身寄りのない方の保証人をどう調達するか、そもそも保証人は必要なのか
- 元々は丁稚奉公の徒弟制度が源流のよう
- 保証人が必要な理由は「何かあったとき」のため
- 「何か」とは何か……あいまい
- 家族や親族間ではあいまいにすることで互いに支え合うための仕組みとして機能してきた。が…

保証人を必要とすることで排除

- 認知症や障がいがあっても地域の中でその人らしく暮らせるようにする必要がある
- 保証人がないことを理由に様々な場面で断られてしまう
- 地域生活、地域移行、そしてノーマライゼーションの推進に大きな足かせになってきている
- 本人の地域生活を阻み、場合によっては権利侵害や社会的排除にもつながる

← これは大問題

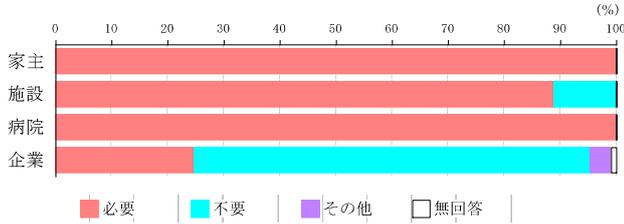
保証人問題を解決するヒント 当時は～

- 社協からの紹介であれば**保証人はなくてもよい**
- 成年後見人等がついてくれていると**安心できる**
- 日常生活自立支援事業の利用者なら**大丈夫**
- 生活保護受給者なら**保証人はいらぬ**

平成20年度 調査結果から見えてきたこと

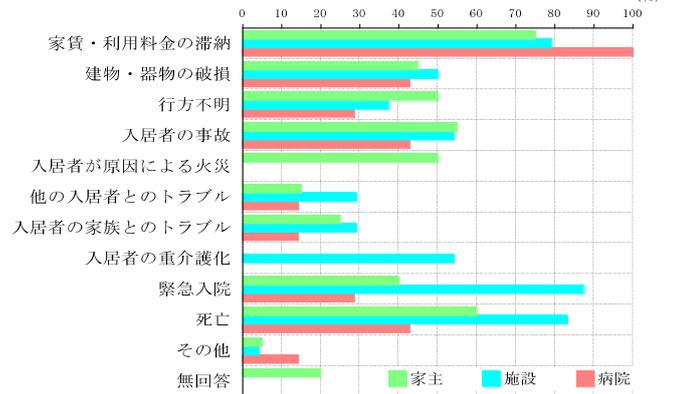
- 家主・施設・病院はほとんどが「保証人」を求めている
企業(特に小規模)で「保証人」を求めるところは多くない

入居・入所・入院・就職時の保証人の要否



調査結果から見えてきたこと

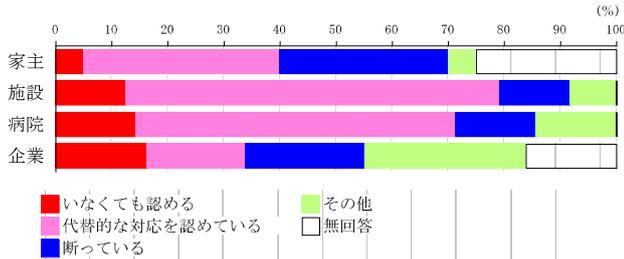
- 「保証人」に期待することは
① 金銭的な損害の補償 ② 本人の身上に関わる対応



調査結果から見えてきたこと

- 「保証人」を求めることが建前になっていたり、「保証人」が役割を果たさないケースもある

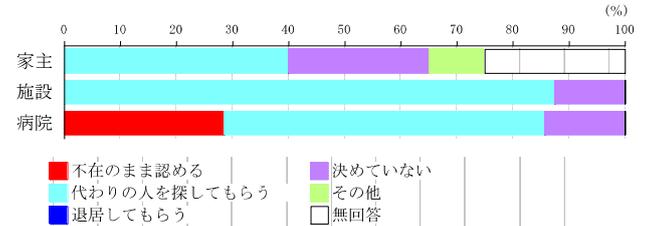
保証人が見つからない場合の対応



調査結果から見えてきたこと

- 「保証人」を求めることが建前になっていたり、「保証人」が役割を果たさないケースもある

保証人がいなくなった場合の対応



地域における「保証」に関する課題を突き詰めると

- 「保証」に関する課題を突き詰めると…

- 法的整理の必要性

保証人、連帯保証人、身元保証人 H21P4

- 責任の所在の明確化

利用者だけが責任を負わないといけないのか？

- 専門職による援助の中身への関与

誰のための支援？

「人を援助すること」の意味 H21P50

保証機能を地域や社会で支える



専門職(職員)による援助に関して

- ・専門職による援助の中身への関与
 - 予防的対応 積極的権利擁護
 - ・権利擁護支援のネットワーク
 1. 対象者への支援ネットワークづくり
 2. 支援者相互のネットワークづくり
 3. 組織のネットワークづくり
- 目指すは、地域ぐるみの支え合い助けあいを活かした福祉でまちづくり
当会の基本理念に即した取り組み

保証機能を切り口とした積極的権利擁護

日常生活上で福祉的な支援ニーズのある人を対象として、一連の生活支援(地域福祉の視点に基づくソーシャルワーク)のなかで実施する。
地域生活を継続していくうえで、保証の問題が現に「壁」として現れている人だけでなく、保証が必要となることを**予防するための支援**、新たな自立生活の可能性を生み出すより**積極的な支援**も行う。
→積極的権利擁護へ

15

補足 権利擁護支援とは

権利擁護支援とは、障害や疾病等を含めて何らかの事情で本人だけの力では**権利擁護(ふつうに、自分らしく、みんなと暮らすこと)**を行うことが出来ない場合に、**社会的な支援**として本人の権利擁護を支える仕組みや機能、実践をいう。
その内容は、**意思決定支援(相談支援)**、**法的支援**、**生活支援**を基本に設定している。

特定非営利活動法人PASネット 法人後見実施のための研修テキストより

14

補足 積極的権利擁護

H21P3

権利侵害からの保護

虐待、経済的被害、機会の剥奪や不当な扱い、差別や中傷等から本人を守る

生活上の基本的ニーズの充足

人として生活するのに最低限必要な衣食住などの確保

「保証機能」を切り口に、本人らしい生活や変化を支える

本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにする＝自己実現の保障

➡自己決定支援・意思決定支援

16

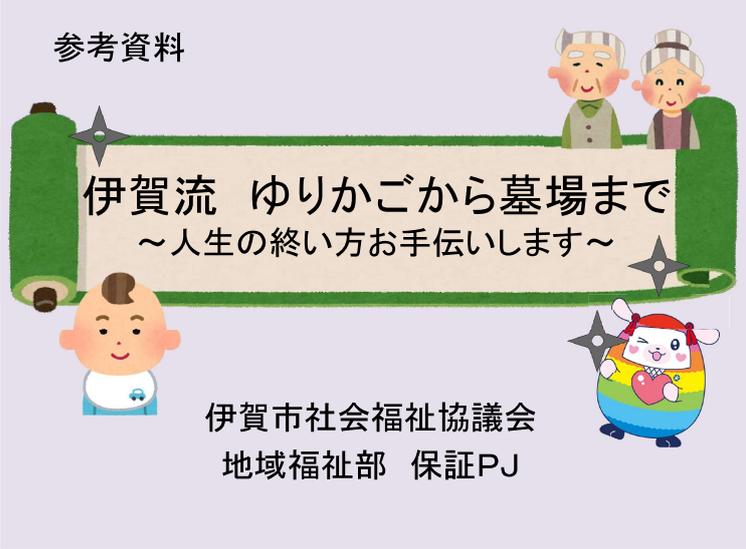
一人の市民として

- 個人・家族・地域・社会等が変化の中で、一人一人が取り組む姿勢と体制づくりが重要
- 具体的には
- ・制度は、一つの道具(ツール)であるが、万能ではない。
 - ・あらかじめ準備できることもある。
例えば、いわゆる“終活”“老い支度”
 - ・他人事ではなく、誰もが一人の住民である
地域全体での協力体制を

すべての人が自らの問題として

いずれご自身が保証人を必要とするときがくるかも知れません。
保証人がいなくても安心して暮らし続けることができる地域づくりのためには、一人ひとりの理解(行動)が大切です。

参考資料



保証PJとは

- 保証の意味するところを広くとらえ、従来の法律や慣習にとらわれず保証人に頼らない

「身元保証」のしくみや「終活」を考える

- 構成

地域福祉部内PJ

地域福祉コーディネーター、地域担当

日常生活自立支援事業専門員

生活困窮者自立支援事業担当

成年後見制度関連事業担当

目的

- 伊賀市で、安心・安全・自分らしさが保証された暮らしができるようになることを目指す
- 地域の中での支え合いの再構築を目指す



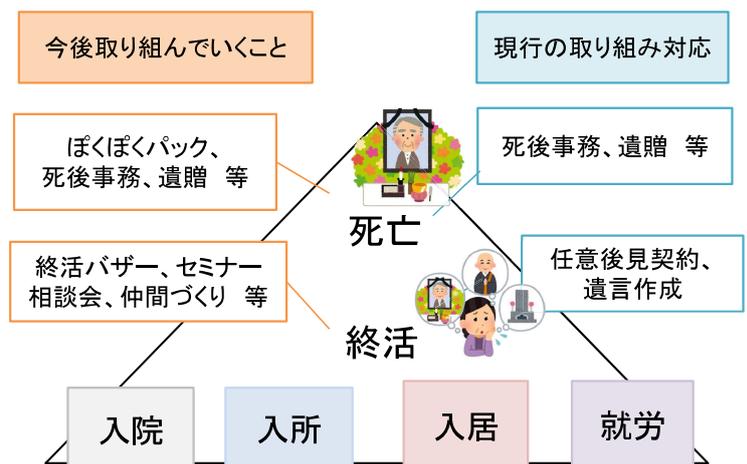
前年度の取り組み

- 10月から月1~3回の検討
- 現状把握(地域福祉コーディネーター・日常生活自立支援事業専門員)
- 「こんなことあったらいいな」提案
- 「保証」に関するアンケートの作成

今年度の事業内容

- 身元保証に関するアンケート調査の実施
- アンケート結果報告会
- 事業推進のためのプロジェクト会議

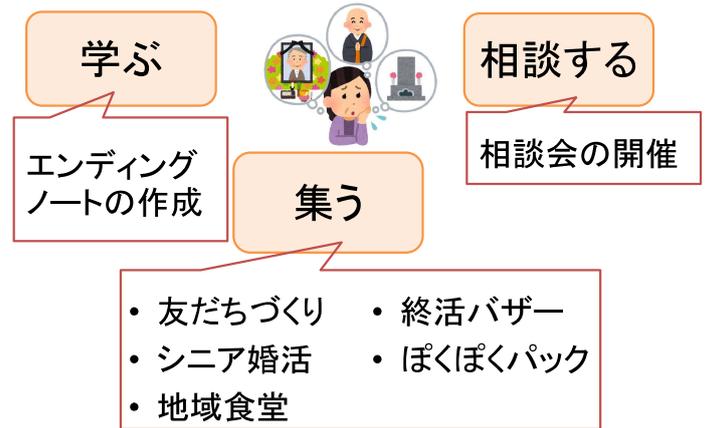
保証された暮らしができるしくみ



保証

- 日常生活自立支援事業専門員に、担当ケースで保証問題が生じていたかを確認。
- 調査時に9件の問題を確認。
（入所5、入院2、就労1、転居1）
現在新たに1件問題が生じて対応中。
- 地域福祉コーディネーターにおいても、民生委員が地域住民から保証を頼まれたとの話。
- 保証問題に取り組む必要性はなくなる。

多機関との連携による「終活」



参考資料 10—1 当社の民事信託の利用状況と受託者支援の新たな取組（八谷委員）



2019年上期三井住友信託銀行
民事信託業務推進センター

当社の民事信託の利用状況と受託者支援の新たな取組み

～①受託者VISAカード・②民事信託専用証券総合口座の取扱開始について～

その名を冠して安心に託す。 *Trust the Trust Bank*

三井住友信託銀行
プライベートバンキング企画推進部
成年後見・民事信託専門部長
八谷 博樹

目次

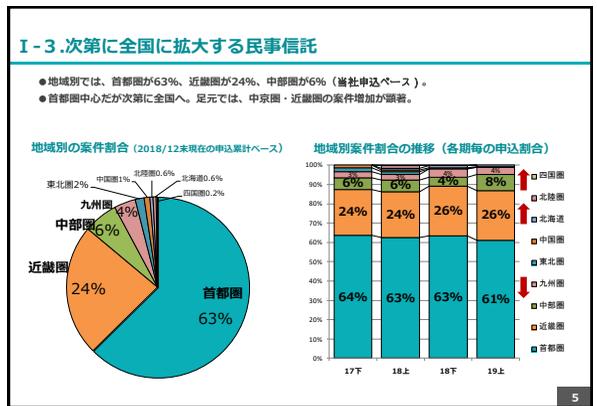
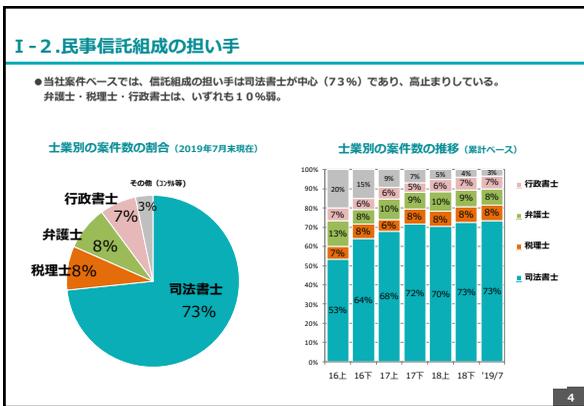
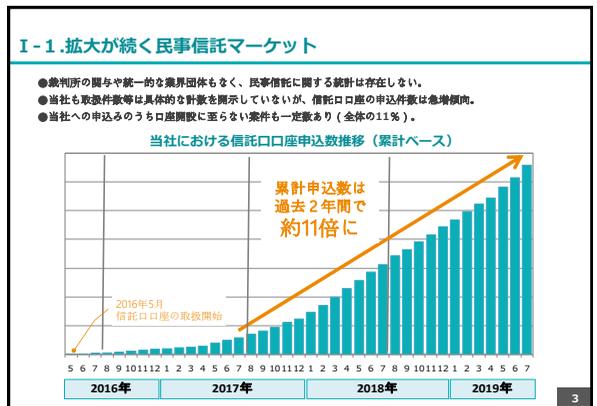
- I. 当社データからみる民事信託の動向 2
 - 1. 拡大が続く民事信託マーケット 3
 - 2. 民事信託組成の担い手か 4
 - 3. 次第に全国に拡大する民事信託 5
- II. 三井住友信託銀行の民事信託サポートの新たな取組み 6
 - 1. 民事信託分野における当社サポートスタンス 7
 - 2. 当社の民事信託サポートメニューの拡大 8
 - 3. 民事信託分野のサポートメニューラインアップ 9
 - 4. 民事信託専用クレジットカード「受託者VISAカード」 10
 - 5. 民事信託専用証券総合口座（金融商品仲介） 12
- III. 信託口座開設に至らなかった事例 16
- IV. おわりに 26

参考資料

1. 民事信託受託者との取引開始にあたってご了解いただきたい事項
2. 民事信託案件にかかる当社への相談フロー
3. 信託口座
4. 定期預金
5. 金積信託
6. 投資信託・投資一任運用商品
7. アパートローン

I. 当社データからみる民事信託の動向

1. 拡大が続く民事信託マーケット
2. 民事信託組成の担い手
3. 次第に全国に拡大する民事信託



II. 三井住友信託銀行の民事信託サポートの新たな取り組み

1. 民事信託分野における当社サポートスタンス
2. 当社の民事信託サポートメニューの拡大
3. 民事信託分野のサポートメニューラインアップ
4. 民事信託専用クレジットカード「受託者VISAカード」
5. 民事信託専用証券総合口座（金融商品仲介）

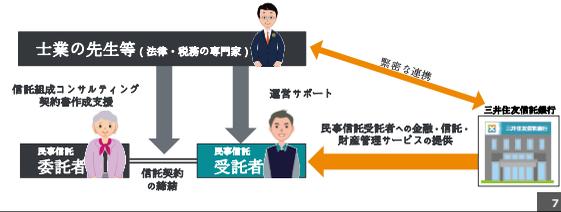
6

II-1. 民事信託分野における当社サポートスタンス

一 民事信託分野に対する当社の考え方

三井住友信託銀行では、信託契約書の作成をはじめとする信託スキームの組成に係るコンサルティングや運営のサポート等は、法律・税務の専門家である土業の先生方にお任せするべきと考えています。

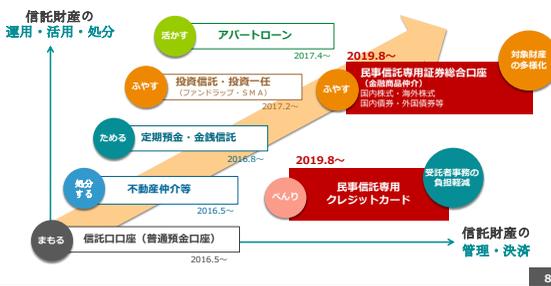
その上で、三井住友信託銀行としては、長年の商事信託で培った堅確な信託事務処理能力を活かし、民事信託の特長のもとで金融機関の立場として、民事信託の受託者に対し、金融・信託・財産の管理承継等の多様なサービス提供を行っていくことで、わが国における民事信託の健全な発展に貢献したいと考えています。



7

II-2. 当社の民事信託サポートメニューの拡大

- 2019年8月、ついに「民事信託専用クレジットカード」、「民事信託専用証券総合口座」の取り扱いを開始
- 決済利便性向上・信託可能財産の拡大により、土業の皆さまの提案の幅も拡大



8

II-3. 民事信託分野のサポートメニューラインアップ

分別管理	信託口座（普通預金）（個人・法人） 民事信託専用クレジットカード（個人）
ためる・保全	定期預金・金銭信託（個人）
資金運用	投資信託・投資一任運用商品（個人） 民事信託専用証券総合口座（金融商品仲介/個人）
借りる	アパートローン（個人・法人）
その他	不動産の売買・管理等（個人・法人）

※原則として3,000万円以上の受取取引が済んだらのお客さまへの商品、サービス提供とさせていただきます。また、民事信託受託者各名義での取引を行うものであり、信託契約に基づく受託者として行う管理事務をお引き受けするものではありません。※デフォルトバンク/インターネットバンクはご利用いただけません。

●新商品「民事信託専用クレジットカード」、「民事信託専用証券総合口座」以外の商品・サービスの概要は後記参考資料（24ページ目以降）をご覧ください。

9

II-4. 民事信託専用クレジットカード「受託者VISAカード」

- 当社で信託口座を開設いただいた民事信託受託者さま限定の民事信託専用のクレジットカード。
- 当社は、お客さまの希望により、カードを発行する三井住友トラスト・カード側に申込書等の取次ぎを実施。

クレジットカード導入の狙い・効果

- ①受託者の「信託事務の負担軽減」
 - ・信託事務に関わる費用の支払事務の省力化
 - ・信託帳簿の作成等、報告及び保存の義務（信託法第37条）の負担軽減（ご利用代金明細書の活用）
- ②上記①を通じて受益者側の報告事務を支援
 - 「受託者の不正防止」（受益者側で報告義務=受託者監督機能）



不正防止の観点から、土業においても信託契約書条項への受託者側で報告義務の明記や受託者への分別管理義務の重要性の説明等をお願いいたします。

10

II-4. 民事信託専用クレジットカード「受託者VISAカード」

お申し込みいただける方

- 三井住友信託銀行に信託口座（普通預金）を開設されている個人の民事信託受託者
- 民事信託の契約内容が以下の①～④の項目すべてを満たしていることが必要
 - ① 受託者は個人であること
 - ② 受益者は個人であること
 - ③ 受益者が死亡した場合に信託が終了するものであること（いわゆる一代限り）
 - ④ 利益信託または限定責任信託でないこと
- ご利用代金お支払口座：三井住友信託銀行の信託口座（普通預金）
- 受託者兼受益者が、受託者VISAカードの入会申し込みにご同意していることが必要
カード入会申込書に、受託者兼受益者による自署・押印（実印）（受託者兼受益者の印鑑証明書の提出）



カード名称	受託者VISAカード
年会費	1,250円（税込）：家族カードの取り扱いはありません。
ご利用可能枠	30万円（前枠（一時枠も含む）はできません。） リボ払い・分割払い・キャッシング利用枠の設定はありません。
お支払い方法	一括払いのみ
カード付帯保険	保険サービス（海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・自動車総合保険）の設定はありません。
ポイントプログラム等	設定はありません。各種キャンペーンにエントリーいただいても対象となりません。
明細書送付先	受託者
その他	受託者変更時はカードは解約となります。新受託者へのカード発行は改めてお申し込みをいただきます（受託者の判断能力が果たしていた場合はお申し込みができません。）。

11

参考資料 10—1 当社の民事信託の利用状況と受託者支援の新たな取組（八谷委員）

Ⅲ. 信託口座開設に至らなかった事例

2. 信託スキームの継続が難しいもの

主な事案	理由等
1 後継受託者の定めがない	信託期間が比較的長期間であるにも関わらず、受託者の死亡を考慮した設計になっていない
2 (受益者連続型) 受益権の承継に不具合	当初受益者の死亡時に、既に第二受益者が死亡していた場合の定めがない

3. 受託者に極めて有利なもの・権限が強すぎるもの

主な事案	理由等
1 受託者=受益者となるスキームで、受託者の保有する受益権割合が著しく過大 (99%等)	「専らその者の利益を図る目的」のスキームに該当 (信託法2条1項)
2 受託者報酬が過大 (年間数百万円等)	信託事務の対価として社会通念上許容される金額を超過 (実質的な贈与スキーム)

事例1：受託者に極めて有利なもの・権限が強すぎるもの

第〇条 (受益者) 本信託契約の当初受益者は委託者とする。本信託終了前、当初受益者が死亡したときは、当初受益者の有する受益権は消滅し、次の者が次順位受益者として本信託の新たな受益権を取得する。
次順位受益者 信託受益権持分 100分の99 受託者
100分の1 受託者の子

18

Ⅲ. 信託口座開設に至らなかった事例

4. 受託者への監視・監督機能が期待できないもの

主な事案	理由等
1 受託者が受益者代理人の解任・選任権を有している	受益者代理人による受託者の監督という本来の趣旨からして適切でない
2 委託者の地位が、受託者に単独で承継される	委託者のような受託者を監督する権能を持つ地位を受託者が兼ねており適切でない

事例1：受託者が受益者代理人の解任・選任権を有している

第〇条 (受益者代理人) 1～4項 (省略)
5 受益者代理人がその職務を遂行しがたい重大な事由が発生したときは、受託者は信託の本旨及び本件信託の目的に基づき受益者代理人を解任することができる。
6 受益者代理人が欠けた場合、その他受託者が必要と認められた場合には、受託者は信託の本旨及び本件信託の目的に基づき受益者代理人を選任することができる。

事例2：委託者の地位が、受託者に単独で承継される

第〇条 (委託者の地位)
委託者が死亡した場合、委託者の地位は、受託者が取得する。

19

Ⅲ. 信託口座開設に至らなかった事例

5. 親族間トラブルが見込まれるもの

主な事案	理由等
1 遺留分を侵害している	減税請求の可能性があり、取引金融機関としてトラブルに巻き込まれる可能性を否定できない
2 親族間の不当利得返還請求権が信託財産	法律上の問題はないが、取引金融機関としてトラブルに巻き込まれる可能性を否定できない

6. 士業に關係するもの

主な事案	理由等
1 受託者 (清算受託者含む) に組成した士業自身が業として就任、報酬を得るもの	信託業法に抵触するおそれあり
2 士業が委託者の代理人として信託契約を締結	委託者の意思能力に疑義、遺言代用信託では、遺言との平仄から代理人による締結は不可とする見解が有力
3 受益権指定権・変更権者が士業である	親族外の士業が持つ権限としては大きすぎる、家族による長事信託の特から外れている

20

Ⅲ. 信託口座開設に至らなかった事例

7. 取引相手である銀行として事務対応が難しいもの

主な事案	理由等
1 受託者が複数 (共同受託者)	銀行取引の相手方が複数のため、銀行にとって共同受託者間の信託事務分掌の確認負担が大きい
2 受託者の任務終了事由があいまい	受託者の任務終了後、銀行は後継受託者と取引することになるが、任務終了事由があいまいであるとそれが正当な取引の相手方であるかを判断できない

事例1：受託者の任務終了事由があいまい

第〇条 (受託者の任務の終了) 受託者の任務は次に掲げる事由により終了する。
(1)～(4) (省略)
(5) 傷病により、受託者として信託事務を遂行しがたいと、二次受託者が判断したとき

第〇条 (受託者の変更) 受託者が、委託者より先に死亡した場合、その他乙が信託事務の処理を行い難くなったとき、受託者としての任務は終了する。
2 前項の場合、新たな受託者として、受託者の配偶者を定める。

第〇条 (受託者) 当初受託者は○○○○ (委託者の長女) とする。
2 当初受託者が、死亡しその他信託事務を行えないときは、○○△△ (委託者の長女の配偶者) が後継受託者となる。

21

Ⅳ. おわりに

- ✓ 民事信託は、現在、全国で急速な勢いで普及。民事信託組成のコンサルティングを行う士業の裾野も拡大。
- ✓ 三井住友信託銀行では、民事信託の組成コンサルティングは士業が担い、当社は金融機関としての立場で民事信託受託者に対する適切な金融サービスを提供することにより、「民事信託の健全な発展」に貢献したいと考えている (士業・当社との役割分担・連携で対応)。
- ✓ 三井住友信託銀行は、他の大手金融機関に先駆けて全国で信託口座の提供を開始。定期預金・金銭信託、投資信託・投資一任、アパートローン、不動産等にも対応。また、2019年8月からは、新たなサービスとして、民事信託専用クレジットカード・民事信託専用証券総合口座 (金融商品仲介) の取り扱いを開始。
- ✓ これまでに士業を通じて当社に持込まれた案件を見ると、「健全な民事信託」とはかけ離れたスキームも多数 (口座開設をお断りしたケースも相応にあり)。
- ✓ 三井住友信託銀行は、民事信託の普及に取り組み数少ない金融機関の一つとして、これまでに培ったノウハウを活かし、民事信託口座開設時のチェック・プロセスを通じて、微力ながら、「民事信託の健全な発展に貢献」していきたい。

22

参考資料

1. 民事信託受託者との取引開始にあたってご了解いただきたい事項
2. 民事信託案件にかかる当社への相談フロー
3. 信託口座
4. 定期預金
5. 金銭信託
6. 投資信託・投資一任運用商品
7. アパートローン

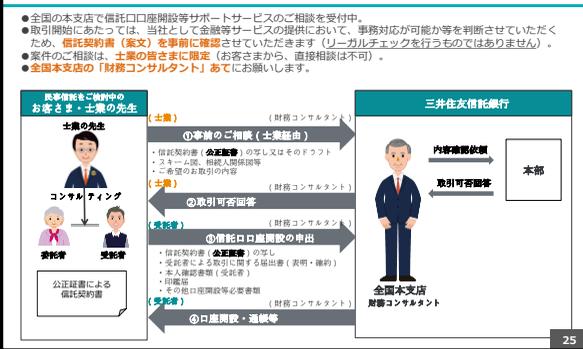
参考資料 10—1 当社の民事信託の利用状況と受託者支援の新たな取組（八谷委員）

参考資料 1. 取引開始にあたってご了解いただきたい事項

受託者名義での取引	●当社は、民事信託受託者名義での取引を行うもの（受託者の信託事務を引き受けるものではない） ●当社との取引は、「 委託者名 信託受益者 受託者名 」（例：甲野一郎 信託受益者 甲野太郎）で氏名登録される（通帳、郵便物の宛名も同様）
取引金額基準	●原則として3,000万円以上の受取取引が見込まれること（下回る場合は個別に相談可）
当社による事前確認	●取引開始にあたっては当社で事務上の対応が可能であるかを事前に確認（審査） ・信託契約書ドラフト、相続人間関係、スキーム図、委託者の資産額が分かる資料 ・事前確認結果届出後、公正証書作成の過程で変更が必要となる場合は改めて事前確認 ●当社での事前確認の依頼は、原則、主業の皆さまからのお受け ●事前確認の依頼先は、当社各営業店の「財務コンサルタント」に限定
信託契約書	●信託契約書は「公正証書」に限定（官署認証なども不可）
信託関係人	●信託関係人は国内居住者に限定 ●受益者（第二順位以上の受益者も含む）は個人のみ（受託者が法人は可）
商品・サービスの制限	●民事信託受託者と取引できる商品、サービスには一部制限が発生する場合があります（インターネットバンキングの利用不可。利用者は解約を検討） ●投資信託・投資一任取引を行う可能性がある場合は、委託者と面談を行い、委託者及び受託者の投資目的が両者の投資意向と一致していることを確認させていただきます
届出義務	●取引開始時には、別途、民事信託受託者による取引に関する届出書の提出が必要 ●当社に対する届出内容に変更が生じた場合など、当社所定の事由が生じた場合にはこれを当社に届け出るのと併せて所定の手続きをとることが必要（当社規程規定あり）

24

参考資料 2. 民事信託案件にかかる当社への相談フロー



25

参考資料 3. 信託口座

1 民事信託の受託者名義による普通預金口座の開設
●「**委託者名 信託受益者 受託者名**」の名義による口座開設で、分別管理が可能。
※円貨普通預金に限定（外貨普通預金は不可）。
※ペイオフを気にされる方は、無利息型の普通預金もあり。
※通帳は普通預金通帳のみ（総合口座通帳は不可）。

2 全国の本支店で受付（但し、財務コンサルタントに限定、予約制）

3 キャッシュカードの発行で入出金が便利
●全国のゆうちょ銀行やコンビニのATMが利用できる。
●三井住友信託銀行の店舗が近くない受託者の方や、お勤めで平日忙しい受託者にも便利。
※代理人カードは不可。
※**クレジットカード/インターネットバンキングは利用不可。**

26

参考資料 4. 定期預金

1 定期預金として確実なため
●普段使わないご資金やまとまったご資金を、定期預金として確実に運用することが可能。
※民事信託受託者が個人の場合のみ受付が可能（法人は不可）。

2 残高に応じた優遇サービス
●取引残高に応じて、預金金利の上昇や各種手数料の割引などが適用となる「トラストプレミアムサービス」の利用可。申込は不要（一部のサービスは事前にお申し込みが必要）。
●信託受益者名義での取引残高に応じて3つのステージを用意。毎年3月末・9月末のお取引残高によってステージを決定。
●受託者と受託者のご家族の残高をおとめすることも可能。
※トラストプレミアムサービスについて、詳しくは窓口までお問い合わせください。

定期預金金利の上昇	ATM	ゆうちょ	コンビニ
トラストプレミアム普通預金	●	●	●
ATM	●	●	●
時間外入金手数料無料	●	●	●
現金継続型等ATM出金手数料無料	●	●	●
電話（無料コール）基本手数料割引	—	—	—
信託（無料コール）遺言書投資資料無料	—	—	—
不動産仲介手数料割引※	—	—	—

※不動産仲介手数料割引は事前に申込が必要。

27

参考資料 5. 金銭信託

1 金銭信託として確実に保全する（金銭信託には元本補てん契約あり）
●オーダーメイド型の「**合同運用指定金銭信託（一般口）**」の利用可。

民事信託の関係人の例

委託者	受益者	受託者	名義	金銭信託の契約形態（名義）	受託者無受託者	受託者
A甲野一郎	A甲野一郎	B甲野太郎	甲野一郎 信託受益者 甲野太郎	甲野一郎 信託受益者 甲野太郎	三井住友信託銀行	

2 定時定額払サービスで受託者の送金事務負担を省力化
●特約を付けることにより、定期的に一定期を信託金から払い出し、ご指定の口座にお振り込みするサービス。
●速くに住む（受益者）への生活資金の交付や、月々の老人ホーム利用料の支払などに利用可。
※解約手数料は不徴収。別途、振込手数料を申し添えます。

28

参考資料 6. 投資信託・投資一任運用商品

1 投資信託で運用を行う（民事信託受託者が個別に投資判断）
●民事信託受託者が個別に投資判断を行い、信託財産を投資信託で運用することが可能。
●特定口座およびNISA制度（少額投資非課税制度）等の利用は不可。

2 投資一任運用商品で運用を行う（プロに投資判断を任せる）
●資金の運用はしたいが投資判断はプロに任せたい。そのような皆さまには、有価証券の投資判断の全部を三井住友信託銀行一任にし、その投資判断もすべてにお客さまに代わって投資。
●お客さまにふさわしい運用プランを提案し、投資一任契約を結ぶことで、運用にかかる投資判断や売買、管理などを、三井住友信託銀行がお客さまに代わって一括して実施。

商品	500万円以上のご投資から承っております	5,000万円以上のご投資から承っております
三井住友信託ファンドラップ	●	●
三井住友信託SMA	●	●

●投資信託・投資一任運用商品（以下、投資信託等）の利用には事前審査あり（引受できないケースもあり）。
●民事信託契約書において、投資信託・投資一任運用商品の取引に**免除となる契約事項が規定されていないことが必要**。
●投資信託等の開始時、委託者様と面談し、以下の点について確認。また、その際、委託者の投資目的、リスク許容度についてもヒアリングしご利用可否を判断。
①委託者の意思能力に懸念がないこと
②信託財産を投資信託で運用すること、及び運用を委託者に任せることを意識して信託契約を締結した認識があること
③信託財産に占める投資信託での運用割合に関する意向があれば、その内容

29



高齢期の認知機能の低下に関連した金融サービス
成年後見制度と信託の基礎知識

2019年10月16日
三井住友信託銀行
プライベートバンク企画部
成田 昭夫、長岡 誠、長岡 博
八谷 博喜

1. 日本の高齢者に関する最新データ

まとめ(世界一の超高齢社会に突入、平均寿命と健康寿命の差も拡大)

2. 高齢期の認知機能低下に関連する意思決定のあり方(他の者による支援を考える)

3. 高齢期の認知機能低下に関連する制度的枠組(代理、成年後見、信託)

まとめ(どの制度が安全か? 公的監督が必要か?)

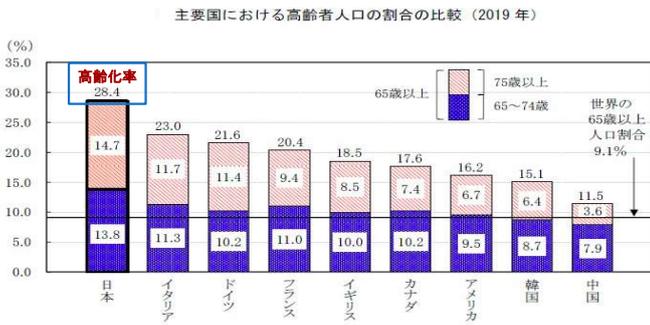
4. 成年後見制度の基礎知識

5. 信託制度の基礎知識

まとめ(任意後見制度と信託制度が有効な手段)

・(補足)成年後見制度に関連した信託商品とサービス

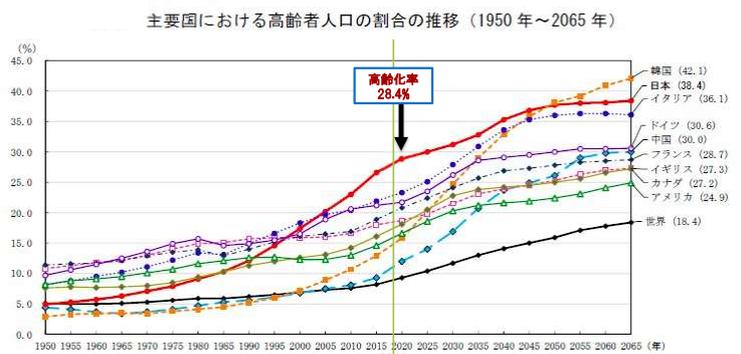
1. 最新データ ①高齢化率と国際比較(2019年)



資料：日本の値は、「人口推計」、他国は、World Population Prospects: The 2019 Revision (United Nations)
注) 日本は、9月15日現在、他国は、7月1日現在

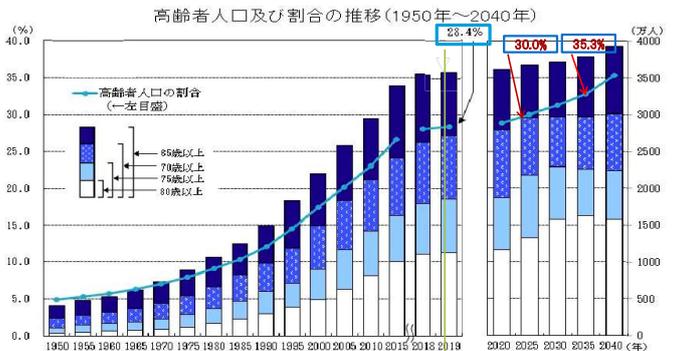
順位	国	総人口(万人)	65歳以上人口(万人)	高齢化率
1	日本	12,617	3,588	28.4%

1. 最新データ ①高齢化率と国際比較(2019年)



資料：日本の値は、2015年までは「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
他国は、World Population Prospects: The 2019 Revision (United Nations)
注) 日本は、各年10月1日現在、他国は、各年7月1日現在

1. 最新データ ②高齢化率と日本の状況(2019年)



資料：1950年~2015年は「国勢調査」、2018年及び2019年は「人口推計」
2020年以降は「日本の将来推計人口(平成29年推計)」出生(中位)推計
(国立社会保障・人口問題研究所)から作成
注1) 2018年及び2019年は9月15日現在、その他の年は10月1日現在
注2) 国勢調査による人口及び割合は、年齢不詳をあん分した結果
注3) 1970年までは沖縄県を含まない。

1. 最新データ ③認知症高齢者数

◆ 認知症高齢者数の推計

65歳以上の認知症高齢者数と有病率の将来推計についてみると、2012年は認知症高齢者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人(有病率15.0%)であったが、2025年には約5人に1人になるとの推計もある。
内閣府:平成29年版高齢社会白書(概要版)より

<日本における認知症患者の将来推計(各年齢の認知症患者数が上昇する場合の推計)>

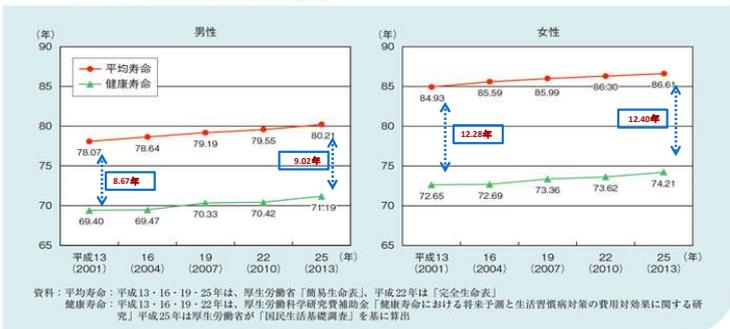


(出所)厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)Ⅱ[2015年1月]

1. 最新データ ④健康寿命と平均寿命の推移

◆ 健康寿命と平均寿命の差は、男性で約9年、女性で約12年で、僅かであるが広がりがつつある。

健康寿命と平均寿命の推移



(出所)厚生労働省「厚生労働白書(平成28年度版)」

6

1. 最新データ まとめ

◆ ① 高齢化率と国際比較
 ・ 日本の高齢者人口の割合(65歳以上の高齢化率)は世界で最高。
 (201の国・地域中)

◆ ② 高齢化率と日本の状況
 ・ 総人口が減少する中で、高齢者人口は3588万人と過去最多。
 ・ 総人口に占める割合は28.4%と過去最高。増加傾向。

◆ ③ 認知症高齢者数
 ・ 認知症高齢者数は2025年には730万人の約5人に1人となる推計。

◆ ④ 健康寿命と平均寿命の推移
 ・ 健康寿命と平均寿命の差は、**日常生活に制限のある「不健康な期間」**。
 ・ 健康寿命と平均寿命の差は、男性で約9年、女性で約12年。

* 健康で長生きしていくために、この**制限のある期間**をどのように暮らしていくのが非常に大切であり、**身上保護**において、また**財産管理**においても**他の者の支援が必要となる**。

7

2. 高齢期の認知機能低下に関連する意思決定のあり方

◆ 高齢期の財産管理における、本人の意思決定のあり方や他の者の支援の仕組みを考えていきましょう。

8

2. 高齢期の認知機能低下に関連する意思決定のあり方

◆ 高齢期における意思決定のあり方

【考え方】

- ・ 高齢者の財産管理においては、意思能力の低下・喪失後も、出来る限り本人の想いを尊重した意思決定が求められる。
- ・ そのためには、**意思能力の低下・喪失の前に**、資産管理に関する方針(ご本人の想いと、**信頼できる相手**(想いをつなげられる相手)を決めておくことが大切。

* 厚労省:第3回「社会保障制度の新たな展開を図る(根本大臣との)政策対話」
 (テーマ:金融関係)八谷提出資料⑤-1から

9

3. 高齢期の認知能力低下に関連する制度的枠組み

◆ 信頼できる誰かに財産管理を任せるとする主要な3つの法的な制度

① 代理(民法)⇒代理人

- ・ 家族
- ・ 第三者(専門職も含む)

② 成年後見制度(民法、成年後見法)⇒後見人

- ・ **任意後見制度**
- ・ 法定後見制度

③ **信託制度**(信託法)⇒受託者

- ・ 商事信託(受託者:信託銀行)
- ・ 民事信託(受託者:家族)

10

3. 高齢期の認知能力低下に関連する制度的枠組み

◆ 制度比較(認知能力低下時の**公的監督が重要**)

制度の種類	公的監督の有無	身上保護	財産管理
① 代理	✖	△	○
② 成年後見制度(本人保護の面が強い、身上配慮義務)			
・ 任意後見制度	○	○	○
・ 法定後見制度	○	○	○
③ 信託制度			
・ 商事信託	○(業法、監督庁)	✖	○
・ 民事信託	✖	✖	○

✓ ポイント

- * 公的な機関による監督がつくのは成年後見制度のみ。
- * 頼る人がいない。または家族に負担をかけたくない場合の選択が難しい。

11

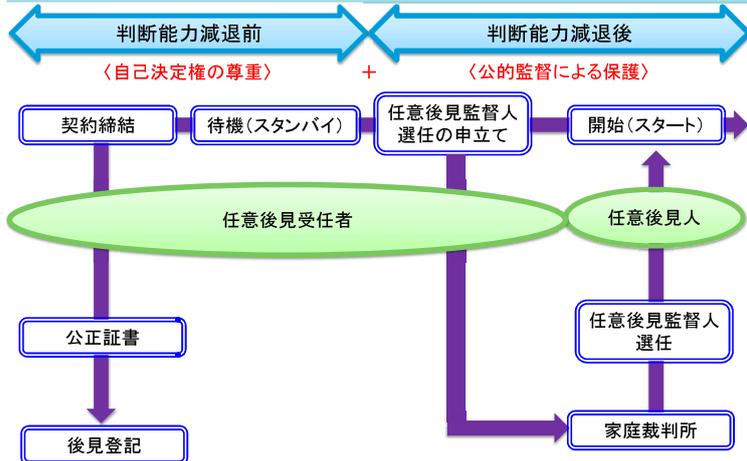
4. 成年後見制度と信託制度の基礎知識

◆ 成年後見制度と信託制度について詳しくみていきましょう！

4. 成年後見制度の基礎知識

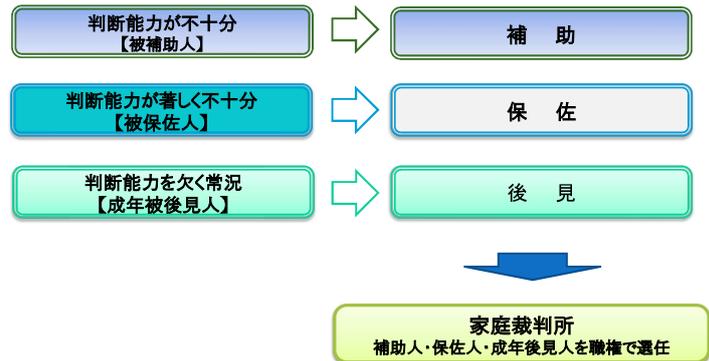
- ◆ 成年後見制度
 - ・ 認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない人(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度
- ◆ 成年後見制度の種類
 - ① 任意後見制度
 - ・ 元気なうちに将来に備えて自ら支援者を選定
 - ② 法定後見制度
 - ・ 判断能力が不十分な人に、家庭裁判所が支援者を選定
- ◆ 成年後見制度の手続き
 - ① 任意後見制度
 - ・ 公証人が作成する公正証書
 - ② 法定後見制度
 - ・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会等、専門職団体、裁判所と相談

4. 成年後見制度の基礎知識（任意後見の仕組）



4. 成年後見制度の基礎知識（法定後見の仕組）

任意後見による事前準備がない人の公的保護



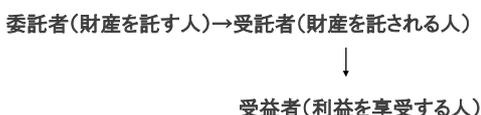
5. 信託制度の基礎知識

◆ 信託とは

財産を持っている方(委託者)が、ある方(受託者)に自分の財産の管理を任せる。ある方(受託者)は、他の方(受益者)のために財産を管理する。他の方(受益者)は、元々財産を持っていた方(委託者)と同じでもかまわない。

* 日本弁護士会連合会、民事信託パンフレットより

◆ 信託の仕組み



5. 信託制度の基礎知識

◆ 信託の特色

- ・ 受託者が財産の名義人になる。形式的な所有権が移転する(名義変更を行う)。
- ・ 受託者が唯一の財産の管理・処分権限を持つ。委託者・受益者が指図を行うこともある。
- ・ 受託者は、受益者のために信託目的に従う。
- ・ 特定の財産を中心とする法律関係である。

◆ 商事信託と民事信託

- ・ 受託者を基準とすれば、信託銀行のように受託者が営業として引き受けるものを商事信託、家族等が引き受けるような商事信託に該当しないものを民事信託という。

5. 信託制度の基礎知識

◆ 法の枠組み

- ・ 商事信託の受託者となる信託銀行や事業会社は、信託業法の厳しい規制の下で営業を行う。
- ・ 民事信託の受託者となる家族は、**信託業法の規制外**である。
- ・ 民事信託においては、信託の組成や信託契約事務に弁護士・司法書士・税理士等が携わるが、受託者にはなることはできない。
- ・ 信託制度は成年後見制度では実現しない、本人以外（配偶者や子供）に配慮した財産管理や世代を超えた財産承継が実現できる。

18

5. まとめ

◆ 制度利用のポイント

本人の想いを支えるための制度的枠組みとしては、**自己決定尊重を理念に置く任意後見制度**と、自ら設定する信託目的に沿って財産を管理する**信託制度**が有効。

→民法上の代理制度があるが、認知（判断）能力低下後は代理人をコントロールできないため、本人保護（監督等）の手当てが必要。

*厚労省：第3回「社会保障制度の新たな展開を図る（根本大臣との）政策対話」（テーマ：金融関係）八谷提出資料⑥-1から

20

5. まとめ

◆ 信託制度の利点

信託は、**財産が受託者に移転し**、受託者が財産に対する排他的支配権を有するため、任意後見制度よりも強固。

商事信託であれば受託者は、信託業法や監督官庁による規制、監督がなされるが、民事信託においては、後見人に対する後見監督人という制度と同様に、本人に代わって**受託者を監督する仕組みを取り入れることが望ましい**。

（例. 信託監督人の設置等）

22

5. 信託制度の基礎知識

◆ 民事信託

➢ メリット

- ・ 成年後見制度の補完的機能（不動産の有効利用や借入、他の者のための信託も可）
- ・ 公的監督なし（柔軟な設計）
- ・ 本人の能力制限を伴わない。

➢ デメリット

- ・ 公的監督がなし（濫用の恐れ）。
- ・ 信託監督人・受益者代理人による監督が十分ではない。
- ・ 受託者義務の遂行が可能か（受託者義務、帳簿等作成義務）？
- ・ 濫用事例（東京地裁平成30年9月12日判決 信託一部無効判決）

➢ 課題 公正証書の必須化。民事信託担手の資格化等

19

5. まとめ

◆ 任意後見制度の利点

任意後見契約においては、意思能力の喪失後に備えて任意後見受任者との間で**公正証書**により、本人の想いを遂行してもらう旨の契約を結ぶことが可能。高齢者に対する特殊詐欺や経済虐待に対応するために、公的監督のメカニズムを有する任意後見制度を正しく利用することが重要。

認知（判断）能力低下後は、全ての案件に**任意後見監督人**が選任され本人は保護される（日本のみ、世界でも高い評価）。

21



補足

成年後見制度に関連した信託商品とサービス

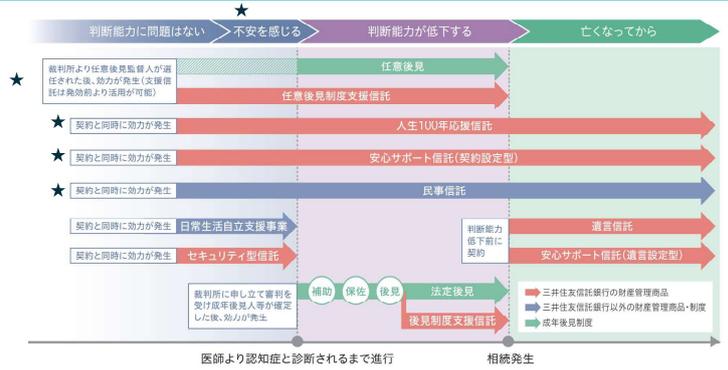
1. はじめに～超高齢社会に対する金融機関の考え方～

一 超高齢社会に対する金融機関の考え方

超高齢社会が現実となったいま、わが国では、認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある人たちが社会全体で支えあっていくことが喫緊の課題となっており、政府も「成年後見制度利用促進基本計画」を定め、関係府省が連携して成年後見制度の利用の促進に関する諸施策を推進していくとしています。深刻さを増す認知症問題への対応にはさまざまな業界・分野における横断的な連携が不可欠であり、金融取引や財産の管理運用に携わる金融機関の果たすべき役割も決して小さくありません。

- ①成年後見制度にマッチした信託商品の開発
- ②成年後見制度を補完する民事信託の利用（受託者向け金融サービス提供）
- ③成年後見制度の普及・促進（専門職後見人のご紹介、連携）

2. 超高齢社会に対応した財産管理商品・制度の効力発生時期

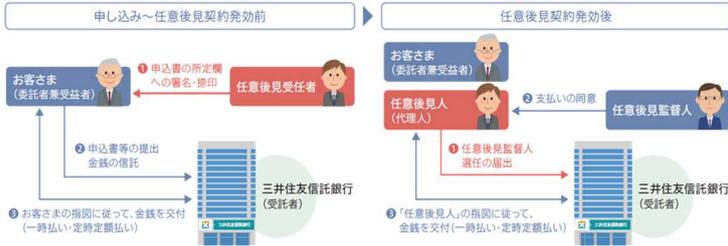


認知症は徐々に進行する病気。判断に能力の低下した後の事後対応の性格を持つ法定後見、契約は健康時・発症後の任意後見、即時効力が発生する各種契約など効力発生時期に留意が必要です。

3. 任意後見制度支援信託

任意後見制度において、任意後見監督人の同意を払出条件とすることで、任意後見人の不正を防止

- 任意後見制度をご利用される方の財産を金銭信託で管理することで、任意後見制度をサポートするための信託。
- 本商品は、当社が独自開発し2017年8月にリリース（業界初。現状、当社のみ取扱可能）。
- 任意後見契約発効「後」は、金銭信託からの払い戻し（一時払い）には、任意後見監督人の同意を必要とする仕組みとすることで、安全・確実に財産を保護。
- また、日常生活資金は定額払いで受け取ることも可能であり、任意後見人の財産管理負担が軽減可能。
- 任意後見契約発効「前」は、本人による取引が原則。代理人取引の場合は、取引の都度、委任状を必要とすることで、適切な時期での任意後見契約の発効をサポート。



4. 後見制度支援信託

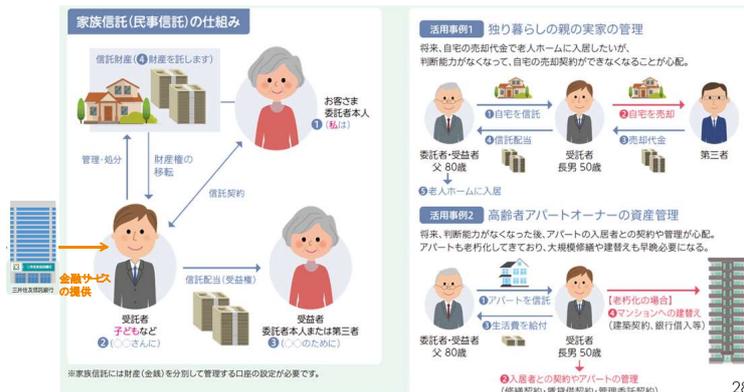
裁判所の指示に基づき信託銀行等が財産を守り、後見人による不正を防止

- 成年被後見人の財産のうち、日常生活資金（小口資金）は後見人が管理し、通常使用しない金銭（大口資金）は信託銀行で金銭信託で管理する仕組み。
- 信託財産の払い戻し・解約には家庭裁判所の指示書が必要。
- 信託設定時には、原則として専門職後見人（弁護士・司法書士・税理士等）が本人に代わって利用する信託銀行や信託財産額を決め、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を行う（通常、信託設定後は専門職後見人は辞任し、親族後見人等に引き継がれる）。
- 実際に、後見制度支援信託の普及により、後見人による不正被害は大きく減少。



5. 民事信託受託者向け金融サービス提供

当社の商品・サービスではないが、近時、家族などが受託者となる民事信託（家族信託）が増加。信託の組成（コンサルティング・契約書作成等）は土業が業務として受任。当社は、民事信託の受託者向けの取引口座など金融サービスを提供。



6. 人生100年応援信託<100年パスポート>

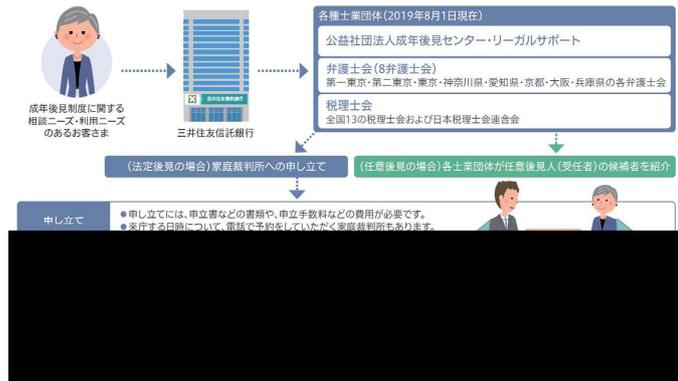
人生100年時代となり、今後多くのお客さまに起こることとなる判断能力の低下に対する備えとして有効な機能群をワンパッケージとした、お客さまご安心して豊かな人生を楽しんでいただくための信託商品。

- 認知症など判断能力の低下時に直面する、「預貯金の引き出しなどの困りごと」に対する備えとして有効な機能群をそろえた金銭信託。
- 成年後見制度とタイアップしたソリューションのご提供も含め、幅広くお客さまの立場に立ったコンサルティングを行う、人生100年時代のお供に、最適な信託商品。



7. 成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

三井住友信託銀行は、成年後見分野に積極的に取り組む各種士業団体と協定を結んでおり、成年後見制度に関するご相談や、その利用を希望されるお客さまの各士業関係団体への取り次ぎを行っています。



福祉サービス提供組織における寄附に関する倫理規程モデル

【前文の例】

本規程は、〇〇法人〇〇会（以下「本法人」という。）は、本法人の提供する福祉サービスの現在及び将来の利用者、成年後見制度等の支援を受けている受益者及びこれらの近親者（以下「利用者等」という。）から寄附を受けるにあたり、本法人の役職員が遵守すべき倫理的事項を定め、もって利用者等の権利の擁護と福祉サービスの適切な提供を図ることを目的とする。

1. 寄附者の自己決定権を尊重し、寄附に際して、寄附者の意思決定に不当な影響を及ぼす言動を行わない。

<福祉サービス提供組織における例>

- ① 利用者等から生前の寄附や遺贈（以下「寄附等」という。）の申し出があった場合、寄附等を行うことにより利用者等が他者よりも優遇され、または寄附等をしないことにより不利益を受けるかのように誤信させないように最大限配慮し、寄附の有無や寄附金の多寡等によって不合理な差異を設けることを厳に慎む。
- ② 利用者等から寄附等の相談があった場合、寄附の相手方を複数団体の中から自身の意思で選ぶことができるように、自己決定権に配慮した正確な情報提供または意思決定支援を行うように努める。
- ③ 利用者等から寄附等の勧誘を希望しないとの意思表示があったときは、本人の意思に反しないように留意する。なお、この場合においても、利用者等に配布する広報物等に寄附等についての一般的な記載がなされていることは差し支えないものとする。
- ④ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が制限されているおそれのある利用者等から寄附等の申し出を受けたときは、利害関係者や専門家である第三者の見解を聞くなどして、寄附等を受けることの是非について、組織として適切に判断する。なお、当該利用者等が、判断能力が低下する以前から寄附等を希望していたことが、本人の作成した書面や発言の記録などから明らかであるときは、かかる事情も踏まえて、寄附等の受領の是非を慎重に判断する。
- ⑤ 近親者その他寄附者以外の者の寄附等に対する賛否の意見は慎重に取り扱い、寄附者の自己決定権に対する不当な影響を及ぼすことがないよう留意すると同時に、寄附者の社会資源確保の観点から、寄附等が寄附者と当該近親者との間で生じさせる軋轢その他人間関係に与える影響についても考慮する。

2. 寄附者が寄附金や寄附物品（以下「寄附金等」という。）の用途目的をあらかじめ知ることができるよう、事前に情報提供を行う。

<福祉サービス提供組織における例>

- ① 寄附金等の管理方法及び用途目的について、法人（団体）としての基本方針を定め、役職員に周知するとともに、組織外部に対しても公表する。
- ② 利用者等に対して、寄附金等の用途目的を、可能な限り書面またはインターネットを用いて、事前に正しく説明する。

- ③ 寄附金等の使途目的や過去の実績について、事実と異なる説明や誇張された説明をしない。
 - ④ 寄附申込書や遺言書に記載された寄附金等の使途目的が、法人（団体）の設立趣旨や活動を逸脱する場合には、寄附金等の受け取りを辞退する。
 - ⑤ 寄附予定者が寄附金等の使途目的として希望している事業に関して、継続性等の大きな変化が出るのが判明した場合には、寄附予定者にすみやかに情報提供する。
3. 寄附者に対して、法人（団体）の組織、事業内容及び財務情報について、適時に適切な情報を提供する。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 寄附者に対して、事業及び決算報告を適時に行う。なお、報告の内容、手段及び報告期間等については、寄附等の内容、寄附者の希望、法人（団体）の実情等を考慮して、法人（団体）が自らの責任において適宜に判断する。
 - ② 組織内において、寄附の判断に影響を与え得る重大な不正行為等の不祥事があった場合、寄附者や遺贈の希望者等に対して、事態をすみやかに報告する。
4. 寄附者に対して、寄附金等が実際にどのように活用されたかを適時報告する。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 寄附者に対して、寄附を受けた事業や分野に関する活動報告を適時に正しく行う。
 - ② 事業の成果が想定していたほどではなかった場合においても、正直に伝える。
5. 寄附者の個人情報適切に取り扱う。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 寄附者本人や近親者の個人情報の漏えいがないよう適切に管理し、組織として可能な限りの適切な対策を行う。
 - ② 寄附者本人や近親者の個人情報の目的外使用をしない。
 - ③ 寄附者が希望しないときは、近親者に対しても寄附の事実を伝えてはならない。
 - ④ 退職者による個人情報の不正使用を防止するための適切な取り組みを行う。
 - ⑤ 個人情報の流出・不正使用等の事実が発覚したときは、すみやかに本人に報告する。
 - ⑥ 広報物や活動報告書、ホームページなどに寄附者の名前を掲載する際は、事前に本人の同意を得る。遺贈の場合は、事前確認ができる場合は本人、できない場合はご遺族等に確認を取る。
6. 福祉サービスの提供者としての倫理を遵守するマネジメントを行う。
- ＜福祉サービス提供組織における例＞
- ① 職員個人やその関係者が寄附や遺贈を受けることを目的として、利用者等に勧誘その他の不当な働きかけをしてはならない。
 - ② 組織への寄附や遺贈を予定している人と、福祉サービスの契約等を交わし、金銭管理を行うことになった場合、組織内の倫理委員会または外部の専門家のチェックを受けるなど、不正防止のための体制を整備し、適正な金銭管理や支出を行う。
 - ③ 組織への寄附や遺贈を予定している人の後見業務を受任し、金銭管理を行うことになった場合、後見監督またはこれに代わる外部の専門家のチェックを受けるなど、不正防止のための体制を整備し、適正な金銭管理や支出を行う。

- ④ 寄附や遺贈の担当者と福祉サービスや成年後見制度の担当者は、原則として、部署を分けることとする。どうしても兼任せざるを得ない場合は、他部署の職員も決済に関わり、ダブルチェックを行う。
- ⑤ 組織の提供する福祉サービスや成年後見制度等の支援を受けている本人、あるいは支援を受ける予定の人から遺贈の申し出があったケースで、さらに遺言執行者となる依頼があった場合は、外部の専門家の助力を得るなど、不正防止のための体制を整備し、遺言執行業務の適正を図る。
- ⑥ 寄附や遺贈の募集は社会に広く呼びかけ、組織の提供する福祉サービスや成年後見制度等の支援を受けている本人や家族、支援を受ける予定の人だけに偏らないようにする。

<作成>

日本ファンドレイジング協会全国福祉チャプター

福祉サービス提供組織における寄付に関する倫理規定モデル作成委員会

久津摩和弘 一般社団法人日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNET 理事長：座長

樽本 哲 樽本法律事務所 代表弁護士：副座長

栗田 将行 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部 地域福祉課 事業開発係 係長

田邊 寿 社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部長

吉武ゆかり 一般社団法人ゆずりは 理事

参考資料 12

「意思決定支援を踏まえた後見事務に関する調査」

調査票

厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業
意思決定支援を踏まえた後見事務に関する調査

I. 基本項目					
問1 主に活動されている地域についてお伺します。					
活動地域(○は1つ。都道府県よりお選びください。)					
問2 保有されている主たる資格についてお伺します。					
保有資格 (○は1つ)	1. 弁護士 2. 司法書士 3. 社会福祉士 4. 法人後見実施団体 5. その他				
問3 受任件数についてお伺します。					
①現在の受任件数 ※2019年8月時点	「障害者」 65歳未満の方で何らかの障害等の理由により成年後見制度を利用している方 「高齢者」 65歳以上の方で、障害や認知症などの理由により成年後見制度を利用している方 としてお答えください。	後見類型	障害者		人
			高齢者		人
		保佐類型	障害者		人
			高齢者		人
		補助類型	障害者		人
高齢者			人		
②これまでの受任件数	(5人未満、5~10人、11~50人、51人~100人、101人以上)			人	
II. 意思決定支援に関するガイドラインの認知状況について					
問4 「認知症の人の日常生活・社会における意思決定支援ガイドライン」について、あてはまるものを1つお選びください。					
1. ガイドラインに基づいて意思決定支援を実践している 2. ガイドラインの研修に参加したことがある 3. ガイドラインを読んだことがある 4. ガイドラインの存在は知っている(名前を聞いたことがある)が、読んだことはない 5. ガイドラインの存在を知らない(名前を聞いたことがない)					
問5 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」について、あてはまるものを1つお選びください。					
1. ガイドラインに基づいて意思決定支援を実践している 2. ガイドラインの研修に参加したことがある 3. ガイドラインを読んだことがある 4. ガイドラインの存在は知っている(名前を聞いたことがある)が、読んだことはない 5. ガイドラインの存在を知らない(名前を聞いたことがない)					
問6 「意思決定支援を踏まえた成年後見人の事務のガイドライン」(大阪意思決定支援研究会)について、あてはまるものを1つお選びください。					
1. ガイドラインに基づいて意思決定支援を実践している 2. ガイドラインの研修に参加したことがある 3. ガイドラインを読んだことがある 4. ガイドラインの存在は知っている(名前を聞いたことがある)が、読んだことはない 5. ガイドラインの存在を知らない(名前を聞いたことがない)					
III. 意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況					
本調査における「意思決定支援」の定義 自ら意思決定をすることに困難を抱える方(障害者、認知症高齢者)が、日常生活や社会生活に関して、可能な限り本人が生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、本人の意思形成支援や、意思表示支援を行うこと。					
問7 意思決定支援を踏まえた後見事務の実施状況について、あてはまるものを1つお選びください。					
1. 意思決定支援の考え方を意識し、さまざまな機会にて、実践している 2. 意思決定支援の考え方を意識しているが、実践はあまりできていないと感じる 3. 実践では、意思決定支援の考え方を意識することが少ない 4. その他					

問8. (現在受任している案件の中で) 意思決定支援のためのチーム会議(ケア会議等を含む)を行った案件はありますか。

1. ある	
2. ない	

上記で「1. ある」と回答した方に伺います。

問8-1. 当該案件における、チーム会議の実施状況について、御回答ください。
(複数の案件で実施している場合、チーム会議の開催によって得られた効果が最も大きかったと感じる案件について御回答ください。)

①開催時の参加者	
②開催時のテーマ	
③開催によって得られた効果	

問9. 意思決定支援にあたり、悩んだり、自らの判断のみでなくチームによる支援の必要性を強く感じる項目について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 本人の日常的な金銭管理におけるお金の使い方	
2. 本人が希望しているが、日常生活上必ずしも必須ではない多額の物品やサービスの購入	
3. 本人が希望している冠婚葬祭費、親族・第三者に対する謝礼の支出や贈与への対応	
4. 本人が希望している金銭の借入(知人からの借入も含む)への対応	
5. 福祉サービスの選択と契約の締結	
6. 居所の決定	
7. 医療に係る本人の意思決定が困難な場合の対応	
8. 重要な財産の処分(自宅の処分、株の売却)	
9. 本人希望と親族・支援者の意向との対立・緊張関係が生じた場合への対応	
10. その他	
11. 特に悩んだことはない	

上記で「10. その他」に○をつけた場合は、その具体的な内容について御記入ください。

問10. 意思決定支援に関して課題を感じる点について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 本人意思の確認や本人意思を類推することが難しい	
2. 本人意思と現実的な解決策との乖離が大きい場合の判断が難しい	
3. 本人の意思を十分に確認するための労力・時間を確保することが難しい	
4. 本人の意思確認のための環境整備を行うことが難しい	
5. 意思決定支援において、他の支援者との連携を図ることが難しい	
6. チーム会議にて意思決定支援の会議を運営することが難しい	
7. その他	
8. 特に課題を感じる点はない	

上記で「5. 6. 7」に○をつけた場合は、その具体的な内容について御記入ください。

IV. 意思決定支援を踏まえた後見事務に関する研修について

問11. 意思決定支援を重視した後見事務に関する研修で聞いてみたい内容があれば御記入ください。

V. その他

問12. 今後、意思決定支援を重視した後見事務がよりよく理解され、実施されるためには何が必要であるか、御意見があれば御記入ください。

厚生労働省 令和元年度社会福祉推進事業

被後見人等が本人らしい生活を送れるよう、チームにおける意思決定支援の下での

本人のための財産管理・身上保護の取組を全国的に進めるための研修の在り方等を検討する事業

令和2年3月発行

発行・編集

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部

〒101-8443

東京都千代田区神田錦町2丁目3番地

TEL 03-5281-5404
